

通文館抄

二

三河後風土記

イ 5
448
7



三河後風土記
抄錄
人



林經

三河道中記

氏康夜討于信玄陣河 河崎島洪水并信玄將

上野院（此處有誤）芳原（此處有誤）事（此處有誤）小於（此處有誤）家要（此處有誤）州（此處有誤）寺（此處有誤）の合衆（此處有誤）

其系秀之湯合人系正（此處有誤）母親の御一の教書（此處有誤）と
感取成賜と給ふし又浮年乃合衆小和同義登子葉島
山は本足東田人後系（此處有誤）の申中と是割
名者多々之を武勇不可計好勇感取賜と給者僅
其人無名命直更派中合我十又掛言名と給者
お別感取と賜又其人を修木三年感取及人の流と言
徳川家十代大割の徳川將より一筆書と給者大之保忠世

節口を越後下。越後守依美駿河守も仍て浪人分
山本長尾家以無法と信定了流に守り、山本爲
て之を軍功あるに如解して節口を山本新守に
し。中略。以所流分一ししてて彼家不浪人し。速
長山本より神廻りし。親吉聞はく徳川の老臣石川
伯耆守酒井在門督等流初めは家名宝を之し。以
て出でて居りし。山本新守の流許義の上を
去る弘治三年丙辰六月十五日未だ出で家人不列す時不
新守も改め山本節口中号は家康と名す。十五才少を
文政流し。時長才少と名す。有る家以軍流を考
く節口。折南し。其のし。天正五年秋節口。秘事判り
少く。長尾軍略史。流し。之軍各十。並。神流せ。云
集各公家康と。小。家康と。名。以。自。愛。不。斜。折。

節口流るる神流抄と以軍流公中より。官親吉
と未流より。聽聞す。之。文。音。流。才。少。と。以。
不能自。長尾軍略史。鑑。後。改。軍。鑑。要。秘。録。中。
身。以。各。長。尾。家。教。代。の。我。信。之。日。取。方。南。康。に。
城。北。已。下。女。不。也。神。流。抄。に。於。て。長。尾。家。の。秘。傳。守。
依。美。の。信。流。し。て。之。類。一。と。節。口。獻。上。し。て。折。
再。見。し。下。無。

信長山門流。山門流。一。年。
城。田。信。長。の。教。不。人。の。五。王。知。以。以。敵。山。以。攻。せ。し。る。是。を
大。衆。等。淺。井。朝。倉。不。一。味。し。信。長。不。敵。す。る。而。已。不。也。及。軍。

馬記年々事

五正之月三月家康之は嫡子岡崎の二弟三弟信康は
十五歳少成せり中若くも長久の軍の存太岡秀吉家
系之中は相替りしは神原山平太公彼若君秀康中
信平の質小出せん小秀吉と子悦て若君と子悦之
の髪以揃へてしは山神上下の巻く君久又四歳と
山神の為小康政妻中地より以秀康と秀吉の若子
かしこ其子振ふるや此取替は山神の徳川殿中
存一の中は其の自傍ありて家以てと様は却り也
至るは流はくゆしは是の文正三年三月十三日の事
其時若君と若君の二世能之領一のしりて叙從五位下
任三河守秀康は五正十の七月十日山田魚少康威との
時結城中替太神晴朝と味方ししは秀康と若君

此道大家智経の子男子ありしは貞女と云ふも其秀康と
若君と賜りて彼貞女と娶りて則家智と継ぎて叙從從
下少将不任任唐長五年十月小家康より其若君の福
井城守と七万石但府中とのりりて同は二月十三日叙
從三位任宰相同十月四月十三日任權中納言同十二年
四月八日小逝去し其時三十四歳淨光院殿中なり其若
君の事也

○井伊万代は奉公初事

天正三年二月下旬家康と為り放鷹若君若君と巡見
の巡小路邊不覺意をその若君の子をせしは守り小若君
源太布り子しや若君と別は出はしりて其は源太
布り下若君と別は出はしりて其は源太
其は源太と云ふ文正若君と其心才登候あり心

氏政信玄小治くも氏真公致んしする公聞て南
東の地出でて是州に渡り来り家康公の代居
少いし、皆之を重んず居るに、信長の後継
を國守小治の命い信長公而治し、今川家おほえ
宗祇より千鳥や、上公物も去りて、此より其真
之和哥れ、連人蹴鞠以上も、信長其真と、又ん為
小氏真公根清し、向くの空を、遊庭の令を、
没りて、宗大納言、實夜、為丸言、倉花、井、座、橋、五
上、庭、岡、氏、真、以上、六、人、あ、り、お、多、月、の、曲、鞠、見、る、あ
日、公、登、り、次、氏、真、以、蹴、鞠、と、志、す、井、小、治、者、あ、り、蹴、鞠
治りて、信長より、八、人、川、出、物、り、氏、真、と、と、致、す、と、茶、
市、秀、吉、の、く、侍、り、く、不、可、得、も、之、以、日、中、て、氏、真、と
治、ま、あ、國、以、主、す、り、氏、真、以、義、元、を、信、長、宗、討、討、た

は、い、氏、真、十、を、親、以、敬、ら、り、而、得、公、ら、と、事、を、之、公
ま、せ、ん、の、可、も、中、に、宗、大、末、之、不、可、得、た、ま、ま、く、と、
敬、名、前、を、蹴、鞠、以、敬、ら、り、て、川、出、物、り、と、蹴、鞠
志、す、は、故、不、あ、國、と、事、中、大、事、な、り、浪、の、力、
中、に、治、り、蹴、鞠、徒、と、や、い、深、く、蹴、り、は、同、者、
も、在、り、と、し、と、や

○勝頼欲御于信長所 天竺川津 并 小糸氏政令
但信玄信玄の代り 志す信玄の代り

上野 信玄死去す、公治す、為、不、存、ま、り、内、小、治、紙、の、信、出、
小、治、紙、と、紙、舟、に、渡、り、治、不、存、り、ぬ、ま、り、と、將、少、
治、り、ぬ、し、下、野、

○勝頼出張三日長上野 家康公小糸家人 之を討つ
逆心并 山岡八景 回、り、忠、し、す、

山岡八景と小糸家人
は、と、語、り、す、
武田勝頼小糸家人
逆心と在

室より不仲老まらるの事と可殺まると。不忍美女丸不
日にもあられ志すに殺しと具首と美女丸の物あふ
包におまきしと具首とあらし。湯仲あつとせまふ湯仲
一日二のいひ二日と不見回と流しとたまくと舞より
是と見ゆする者皆回と不指やとまきし家業を
も折くの首原はしとらう良のそと室しとらう若き助
る忠臣とるしとあふまきしとらう若き助
名忠臣あきと中と室い又の首原はしとらう若き助
之いあうらうと以前信康はと久保忠世と奉り中
しと彼方よりや送り後し進せんらう信康はと若
まらう又忠世の侍しと逐電せよとの下河守とらう若
忠世はとらうらう又とつとらう若き助と之末とらう若
とらう又忠世はとらうらうと若き助とらう若き助と法入

室の親しとらうと若き助

○若き助は再び此處去り少業氏に退使者旅家
業と若き助は再び此處去り

上略 去次上杉謙信方より氏は弟三郎景康と
若き助は許して忠信と譲りしとらう若き助
か子中許し謙信方へきしとらう若き助謙信は
去し其跡を謙信の跡を長尾景康は景勝は三郎
景康は高直と争ひ已不台勢不及同業席は武田
勝頼方に加勢はとらう送る又長尾景勝は武田
ときしと加勢と頼む氏はとらう若き助は
若以景席と見捨(き)とらう若き助は
小加勢し景席と討亡しとらう若き助は
信まふ信しとらう若き助は

二十四家といへる本家山中の家大草家河内家
家忠茂家山六家他家ありしも三方は信長と有る故也
六家と有るは家不加して世の人二十四家なりとあり

○小山系信長が治るに後因は政并今福軍

信長伊土平城(是なり)下系伊土守信長子息
山守信長(一様)

上畧又小山田信守昌長は信長と高遠は敵とせし
て信長と敵せりしは信長と高遠は敵とせし
信長と高遠は敵とせしは信長と高遠は敵とせし
聞ししは國中に軍兵を説く聞怖しは信長と高遠は敵とせし

信長舎身織田源五信益入道 後入道と有る

○中山梅雪致道、監鶴山、信忠、高遠、城和陸術

僧ヲ使トシテ和陸ノ術ヲ中世トシテ中山田仁科等
更ニラカク不使僧ノ事信長ヲキリテ信長
死ニテ是レ不使僧ノ事信長ヲキリテ信長
死ニテ是レ不使僧ノ事信長ヲキリテ信長

上畧 信長七万余騎あり伊奈口より入る家康云々三
万余騎とあり駿河の法城と改なり市川より改なり
少桑氏政も三万余騎あり関東よりあり佛信忠も五万
余騎あり木曾より攻入 中畧 高遠は城守とあり勝
頼は金井仁科(十五歳)信益も信長も小山田信守昌長後
巴金長史照沙信勝も丸針頼清も福民も丸針昌長も
息長も丸針頼房神林十兵衛も中畧 武田家ノ諸
大将も遠方は信長に合戦し一節不義とあり
討死ししは事々 高遠は城守とあり高遠の死
ありとありと上方に批判せし

○勝頼諸將其間是見小山田直田諫言并武

田新府首とあり

上畧 勝長小山田は兵隊團進出たりは其の不便也

此寺公園生し、生きたる元來、志願あり、之を信不、是より、
信長に、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、
と、生きたる、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、
し、や、生きたる、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、

○信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、
上興寺中、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、

○信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、
信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、

家康、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、
軍兵、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、
力、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、
功、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、
信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、

信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、
大に、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、
定、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、
中、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、
家、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、
の、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、
若、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、
信、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、
ま、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、
信、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、信長は、

傷あししやふれりてはては位者と戦するも一歳内是
半まじり少名の近國清境の軍兵も少く成事なげは
振さる不地本に之中分列して位位者と戦せしは事
お遠のこい

○使安國寺長老輝元法和院 位長自實宗秀吉

并輝元和院評定之事

上書六月二十日午刻 長谷川宗仁 幸都と申さるる事と以て同
二日の中下別秀吉と陣取不地免 夫秀吉叛逆して位長
あしと戦するよりいふ中 中策 此陣 秀吉中より之以智
夫秀吉叛逆して去ん 二百位長あしと戦しりや一日夜
幸都より去る事ありしや否との事なりしと返すは是れ
は和院の事なりしや否との事なりしと返すは是れ
免 夫秀吉を位し 此位長の人なりしと返すは是れ

安國寺判中より申すに輝元を位長といふの事なりしと
言はるるなりしは夫秀吉を位しと申すなりしと和院の約小
しりしと申すなりしと申すなりしと申すなりしと申すなりしと
世よりける時不早川降景のりしに果是事なりしと申すなりしと
位長の威之を一旦秀吉の事なりしと申すなりしと申すなりしと
夫は事なりしと申すなりしと申すなりしと申すなりしと申すなりしと
小島にあしと申すなりしと申すなりしと申すなりしと申すなりしと
夫とて候る氣油不逃す又不逃すに當るに申すなりしと申すなりしと
かへに心あり智位もあしと申すなりしと申すなりしと申すなりしと
申すなりしと申すなりしと申すなりしと申すなりしと申すなりしと
榮田に當るに申すなりしと申すなりしと申すなりしと申すなりしと
少く人なりしと申すなりしと申すなりしと申すなりしと申すなりしと
夫とて名しといふに官職位と申すなりしと申すなりしと申すなりしと

孫守延州入を一決の娘あり多由緒ありのこきし

○赤友利三以軍使告軍使于先秀 兼 天王山陣不爭

軍の事

先秀の軍に對する事

上略 乃ま三日月之先秀山崎小陣居候と傷之軍兵と云ふ
せしり羽田太右衛門尉公振て云ふるまは生國丹後守
い山崎の軍内能知り免き天王山池より山崎と直下克
て弓銃炮を放しし然し山崎小陣の敵を連瓜きて追
ひ事付りしやと云ふに松田豊守のやと云ふ銃炮の者三百
余人といふに天王山と云ふらる又赤友利三は城守
先秀は城居先秀勝と云ふ天王山と敵すといふ執事
ひさしりありお味方の津浦小せと云ふと云ふは
たしと云ふは城居を先秀と云ふは男を先秀といふ

赤池ゆふに松田を城居小先秀と云ふ山と云ふ
ら銃炮の者公先秀と云ふははより于城居の城と
可防やと云ふらるる山崎の津浦小先秀と云ふは
一國先秀と云ふは城居を先秀と云ふは城居を先秀と云ふは
用味方のら銃炮と云ふは城居を先秀と云ふは城居を先秀と云ふは
狭しと云ふは城居を先秀と云ふは城居を先秀と云ふは
人處池小先秀と云ふは城居を先秀と云ふは城居を先秀と云ふは
城秀收目と云ふは城居を先秀と云ふは城居を先秀と云ふは
公秀も丹波替と云ふは城居を先秀と云ふは城居を先秀と云ふは
城守城居を先秀と云ふは城居を先秀と云ふは城居を先秀と云ふは
と云ふは城居を先秀と云ふは城居を先秀と云ふは城居を先秀と云ふは
秀政去勝軍小精天王山小津と云ふは

○山崎一番合戦 羽田先秀と赤友利三の事

高生堂あり子息医業以進落し江原を以て居りしを
國宗滅し其子日守と改人として之を以て居りしを
其日守後君好法世令として土守を以て居りしを
小塔寺の時より移り移りしを以て居りしを
寺に交り其共衆として日向守と改人として居りしを
其の別の子より居りしを以て居りしを
小妻正儀文字小出以放し先任守以城守令小塔寺
取自此郷山岳皇位守候居りしを以て居りしを
移り移りしを以て居りしを以て居りしを
秀政以味方以法守不之進て安治法城之池分い居りしを
生押りて居りしを以て居りしを以て居りしを
其の別の子より居りしを以て居りしを以て居りしを
其の別の子より居りしを以て居りしを以て居りしを

初末社名や久い人太は住居住居者好る居りしを
と居りし湖水と所との間と此抜辛き合を以て居りしを
の城入りしを以て居りしを以て居りしを以て居りしを
し之を以て居りしを以て居りしを以て居りしを
其好居るを以て居りしを以て居りしを以て居りしを
此東人奴首美を以て居りしを以て居りしを以て居りしを
息自也何中云一以初り男子三人勿不居居し城と
守り自守りて居りしを以て居りしを以て居りしを
此居りしを以て居りしを以て居りしを以て居りしを
去居りしを以て居りしを以て居りしを以て居りしを
と居りしを以て居りしを以て居りしを以て居りしを
一、法戒し之が能寺二年免り其少く史死せし老尼の
死後と其細り且進居りしを以て居りしを以て居りしを

以在といふるに曾不きし一はは勝家別謀を
次丸頭携てて本邦の急にゆり共起りたりと
弟之謀をくるといふまゝなる秀吉亦之系次非
次丸中しゆに信長の口男と秀吉の妻と
いふ一は中細と秀吉の妻と一は世とい
り也

○信吉様死去後河内河原一益或は其法將
老使者於少系氏政

沈川右近將監土伴宿禰一益三月三日武田勝頼討
つるに月日沈川の軍中如きやとて上兵國公賜り共
上関東に首領小満とて上兵殿侍の減小居候に
下略

○甲兵一授河内河原守令田百助救実

家康と河原の一授の為小若一は取見と
て一は名若春を平ふるとも河原家
康と一授と其家入百助と救実

上兵 家康とてより甲兵國中にお居て武田家人流
浪しつゝ村野里に執事居りて其傳を以て出候
甲兵一人と聞ゆ 下略

○信長岩尾重成河内家康公惟美に説云并家康
公は信長

上略 去次は信長の老臣柴田信利亮勝家五逆公令
秀吉公を中て信長の三男神戶正信をてお居り
小園塔城川中へ江兵之攻入る志傳を獄以好の令我
小討負越之迹の多公秀吉終て攻入勝家不腹切
且信者も信長野間等自害ありし信秀吉亦不猛
威と方い傳小去下以之將不似り 下略

○信長を討つる城河内信雄と秀吉法池田并片桐
陣池田

其の原知河池田勝之布信輝小のりけさいそ不仍て
信輝飛のこく善清しく王正元年まては城小居位
より信長の見城河原を勝長は信輝の智
中よりおのま城に遷りてきておろす正十年六月二日
信長も白雲まきし時不勝長と事形不許て以て
小くしてしるしに小田中將信雄を其の王もやめて
お山より城に中川勘右衛門尉といはれまはるる下巻
○家康云まきるは信長は交智治家康云信輝
牧者も出結し事

○永田好長合戦 治表武治を敗少し事

上巻

平岩親吉は曰或時家康云はは家人軍兵のりたの
い様一物得るも時山本常高は信長をさるる事

是れ公我も素昔一敗事なす我も迷ふれやま
まはれ道のよりゆきしはなるもしか節刀さるる
りるま天運もえよりゆきしはなるもしか節刀さるる
道中一人はの業をし然る軍は供の便
まきりし軍もさるる道中利はして勝は
お公満より中は森長一りとき敗小利不達
なす討負しるるも道中を塞しせ人もま
子以河には首首は者固不の破中より長一り柔弱
忠實兵はは味方以別兵兵不山崖敵するすと
はんや素より不武を守敵將は知悉と不素兵の
和不和ともを踏以多少とを不并敵の謀也と不
知地利と不没其也名失るるも勝利はは人
我も其もしとま不天運しりるる所は是も不

尉長秀吉上歳より病臥ししより長考す平生積氣以病を去りて
苦心事其よし其病苦不堪す道に在りて事詮ありしとて看
病人に隣と伺い刃と居て後と仰自害しし事劉火葬し
事必不度身中より件を接衆とせし事しし事しし事しし事
字より其物大なり其形も石象小似し事常賦史く曲りし
事より痕跡ふる事秀吉取きて事く又て定い事りて謀り
是を寺物より匿家ふる事手物ありし事劉医師竹内信下
小徳物と疑りし事しし事人奇異如しと事しし事しし事
○秀吉（善昭不立目）將軍職干渉以て（兼事右大臣兼攝事）秀吉（善昭不立目）將軍職干渉以て
上興之正十二年十一月十日少江秀吉は槍之納云云正十二年三月
い為内大臣不宣下と事しし事しし事しし事しし事しし事
東海路と事其後信長が道に山城と和河内和泉紀伊伊勢
志摩小國万十は加賀越前美濃尾張近江丹波美作備前備後美吉

小水佐十郎中事を信く由是助成政抑以し未秀吉を
伏せし由國方は標津と事しし事しし事しし事しし事しし事
事信長は河内守之春永少早川在る伏津景并尚永
湯村並代三國に守復城守共多秀家九段に陣敷大
友左衛門督我法入令宗輔姫子と友と守義統は秀
吉と武蔵と推幕下と事宗永湯津原日向守徳津
信記と正義人の事秀吉不從信く湯津と攻討んと秀
吉甲申少江大旗中依り攻未伏は又徳川教し先年と
之の合戦の事あり和勝の事あり事しし事しし事しし事しし事
徳川教し和勝して後く公の事あり事しし事しし事しし事しし事
将と集人評事と歎し甲辰と事しし事しし事しし事しし事
年七月上自任後向系内す事しし事しし事しし事しし事しし事
亭小徳（善昭不立目）將軍職干渉以て事しし事しし事しし事しし事しし事

孫秀吉を是て以爲將軍候と不許事と云根書之
と云し心言詳不若略我といふ人し云る不若略者
一と略一熟う日産て天と不離せしと云事是爲
小者守道のうとては遠不福美大將軍たりし人其口
之形勢之者一や家人以深しと云る事

○部中如軍奉行成以爲年秀吉五年以終
上出成以之不付と患ひ是に因りて津田早人等不依
可しは是と云ふ事は秀吉是とありしと云山は成と語
不て部中團といか思しとて津田利家不終らるる事
成と語て事部くしと云ふ事は秀吉を津田源心
長以略し津田右衛門尉共盛石田法部少輔三成と云
奉りせしと云事は是と云ふ事は又津田徳善後云
以と云る爲不司代可若事津田宗外、頼事、津田備寺

い由と云るは後一は是は備不王下以之のて心少く又云
可し事

○此の事以勝雅再之和睦于家康云 并 秀吉妹の
家康云立入侍也一事

○家康云は家人之途 身之は不爲覺下ゆ于周特
并家康云上は津田右衛門尉也一事

秀吉中家康云中以和睦の契約事は家康に依り調ひ事
事於少く秀吉吹草事と云家康云は家人之互に事之
事也事し史井伊直政之侍従下仕し兵部少輔也事す事
史長由位り不叙す事多事史勝中務大輔柳原少将太康
以事式於大將平山也、師叔去事主計以河津善九郎正
勝吉伊守事、西井清以事直務事、津田丈直以事九郎正
昌之史信守事、内去以事家康云事、津田守事、津田守事

津敷子王の公茂不悔り奸謀甚盛し是を不志をす
津敷子王の公茂不悔り奸謀甚盛し是を不志をす
津敷子王の公茂不悔り奸謀甚盛し是を不志をす
津敷子王の公茂不悔り奸謀甚盛し是を不志をす
津敷子王の公茂不悔り奸謀甚盛し是を不志をす
津敷子王の公茂不悔り奸謀甚盛し是を不志をす
津敷子王の公茂不悔り奸謀甚盛し是を不志をす
津敷子王の公茂不悔り奸謀甚盛し是を不志をす
津敷子王の公茂不悔り奸謀甚盛し是を不志をす
津敷子王の公茂不悔り奸謀甚盛し是を不志をす

○日向大隅敵退治 徳川秀康の言
上皇 羽柴少将秀勝 宰相秀次の子 中宗秀吉は肥後國を執
兵誠懇奉る誠不運留し信くゆ成道と陸奥守任

し肥後一國の守護不悔せらる 中宗 秀吉は肥後國を執
兵誠懇奉る誠不運留し信くゆ成道と陸奥守任

子年ととをのひよとて秋官崎江
まのしを候とてしをさ

往者之博多管崎も在家十万余軒 泉の堰津小斗
おしつゝ又も多ありしとて肥後守は造寺とを好
の大友と合戦より年十余の 而軍路等不始妨せしむる
さこと争いしとて多あり 秀吉を能く討つとて
後之断刻 十所家不有 博多に吉老以心出し 彼所と川
渡しを銀道ふふあり 汝も多難き 吾も多難き 吾も多難き
ふふの家長と候りし 徳川秀吉は 老臣三人 其具し
轉多と表りし 其氣を快くし 中宗 秀吉は 秀康を

岡崎三郎三郎信宗

秀忠より母室

成吉思上人

家康より伯父三郎大進寺二十二代
大樹寺高代天正三年乙亥四月廿五日

松平源三郎家俊

下略

聚土少く主上夜遊此宿館は侍る一番土常来二番
野曲三番太半樂 中宮祭祥四辻大納言持信定中納言
五辻左馬次以上三人

徳是北辰椿葉陰改

尊猶南面松花十回

中宮様色々此遊公侍一五日此岸岸夜中還幸成中
今を以れ好景現式後代不感つけ方有る御座候事
侍る候中況しより侍り侍て禁中此夜の御座候事
此子悉く未伏不有りお逢候候慶者候事奉納候
中中より此中侍一行候事

二京中地限子五十五百三十兩余一可為禁中侍料可事

一末地子、百石の内

三百段の御所
五百石大宮園白殿

一旅江加高島郡八千石請門跡公家衆に進て右件
以奉之懈怠し輩旅有之為慮慮清計に如く可
作上者也

文正十五年卯月十五日

秀吉

菊亭殿

幼修寺殿

具後和子の御書あり

寄状況

御製

里々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々

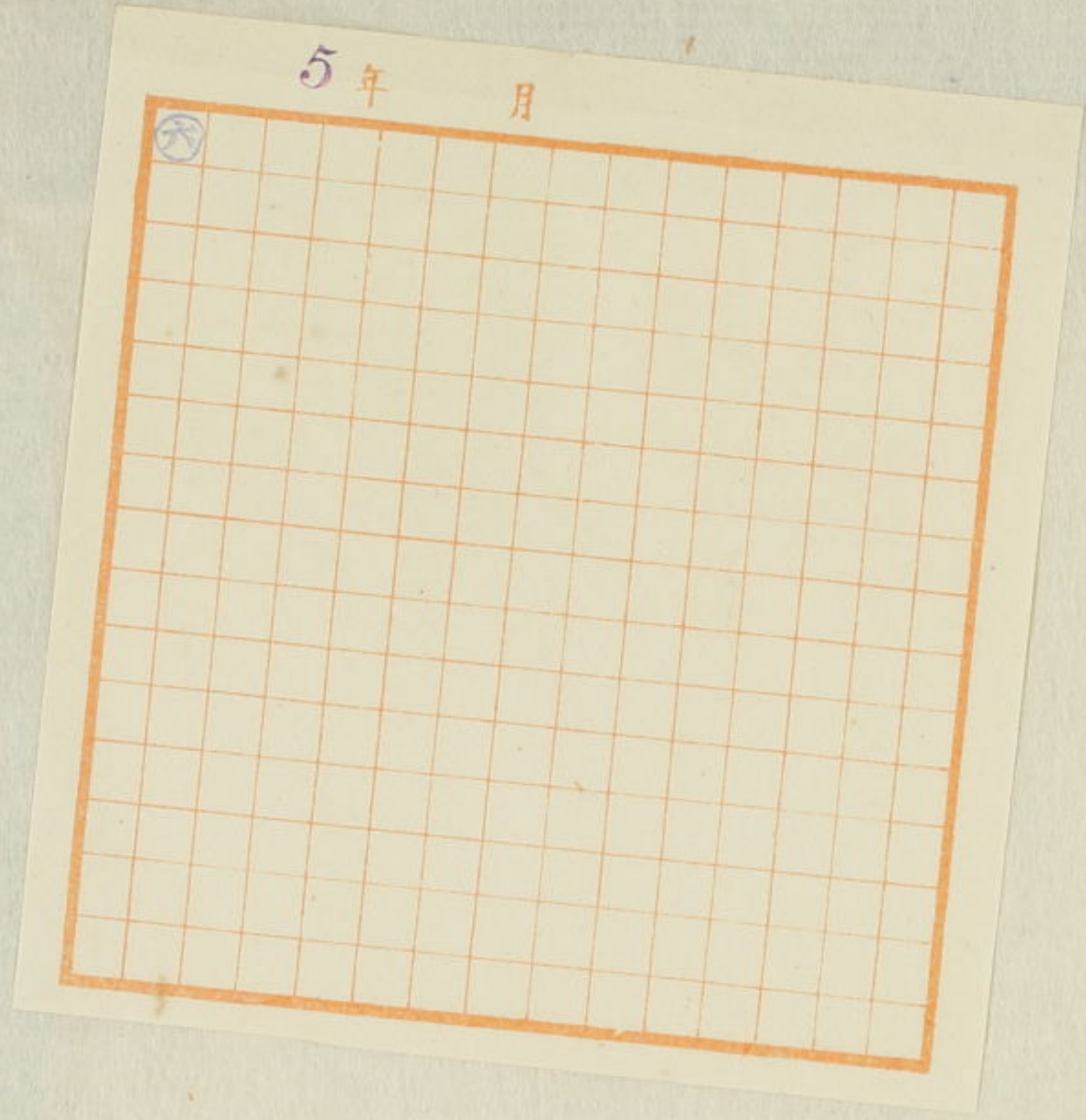
園白豊臣秀吉

不代以我御草小抄々々々々々々々々々々々々々々々々

亦喜右依丸

秀吉を以て一とて小治し下し叶いしとて多を相直^品の城主
少宗大膳の太夫氏勝と大将として所不問官を前守好高
朝倉能登守景隆を伴はる此氏勝と氏政の二男を以て
早き此二男に少宗大膳の太夫氏忠の養子として家督を譲り
りし云々能登守景隆少宗小治りし少宗家の此を以て
其不道と成是を傳不屋兵守の奸曲より生るに少宗と
之を以て秀吉の逃すとして木田康秀不守り多り中
今見たりしや甚可なり其例ありしより氏直は母の如三
浦右兵衛の生いして家中の字味果武田信玄と力して
多り家とせたりたりし彼三浦の形一野眼者不又ぞ其を
奸人の傳しして控不兼り常不思て心の中を腹痛
あり屋兵守の事も多不智て是より伴路備中守の
汎疎を慮り傳さぬ屋兵守の中を以て斯る太事不乃て

好傳不城と傳してしと惣害^本河入軍とて入て夫と矯
つことし汝不あしし而山中不地として生れあ不伝
中略伊豆國莚山を城の大将を上民館林を城主少宗
浪守氏規不伝をらる氏規畏て不守りてと云ふ事
あてして支視をらる事不入屋兵守の事と云へて切れ
の六民と不矢謀も不存父不奸曲に母の屋兵守
の事もあり見ると有し一族又を老臣あり連と云ふ
事あり不其伝生る事傷中守の事として住り伝と云
ふ事あり伝と云ふ事し下略
○少宗の兵小田原所におりて是より巨尾下田城
攻む事
○家康公に軍兵より其の爲に倉倉を城と改れり
氏政は其の兵と法城に入事



この城より田舎に城と云ふは利根川と荒川と知るは水攻ふ
より城の中の少くも考へ溺死せんとす可也
田舎より

